

平成27年度行政事業レビューシート

法務省

事業名	債権・動産譲渡登記事務の運営			担当部局庁	民事局	作成責任者		
事業開始年度	平成10年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課	総務課長 佐藤 達文		
会計区分	一般会計			政策・施策名	国民の財産や身分関係の保護 Ⅲ-9-(1)登記事務の適正円滑な処理			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第3条、第4条等			関係する計画、通知等	「規制緩和推進計画の再改定について」(平成9年3月28日閣議決定) 「21世紀を切りひらく緊急経済対策」(平成9年11月18日経済対策関係会議決定) 「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定) 「構造改革と経済財政の中期展望」(平成16年1月19日閣議決定) 「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)			
主要政策・施策	IT戦略			主要経費	その他の事項経費			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	債権・動産譲渡登記制度は、法人がする動産及び債権の譲渡について、民法の第三者対抗要件(債権については債務者に対する確定日付ある証書による通知又は債務者の承諾、動産については引渡し)の特例として、登記によって、容易かつ明確に第三者対抗要件を備えることを可能とすることにより、債権及び動産の譲渡による企業の資金調達の円滑化に資することを目的とするものである。そこで、債権・動産譲渡登記申請人である法人の利便性を向上させるため、オンラインによる債権・動産譲渡登記事務を推進していく必要がある。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	債権・動産譲渡登記に関する事務並びにこれらの登記に係る情報を公示するための登記事項証明書等の交付に関する事務を法務局(債権譲渡登記所及び動産譲渡登記所)において実施している。また、これらの登記申請及び登記事項証明書等の交付請求に係る事務を円滑かつ効率的に処理するためのシステムである債権譲渡登記システム及び動産譲渡登記システムを運用している。 債権・動産譲渡登記手続のオンライン利用については、従来のオンラインの申請方式のみではオンライン利用率が低位の状態となっており、申請人が利便性を享受することができていなかったことから、平成26年度においてオンラインの申請方式の見直しを行い、債権・動産譲渡登記手続におけるオンライン利用率の向上を図っている。							
実施方法	直接実施、委託・請負							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
		当初予算	296	356	483	300		
		補正予算	▲ 9	▲ 10	0	0		
		前年度から繰越し	0	0	0	0		
		翌年度へ繰越し	0	0	0	-		
		予備費等	0	0	0	0		
	計	287	346	483	300	0		
執行額	285	335	473					
執行率(%)	99%	97%	98%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 28年度	
	平成26年度から平成28年度までの毎年度、債権・動産譲渡登記手続のオンライン利用率について、前年度実績より向上させる。	債権・動産譲渡登記手続のオンライン利用率(%)	成果実績	%	0.8	1	17.8	
			目標値	%	-	0.8	1	
			達成度	%	-	130.4%	1,724.3%	
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載						<input type="checkbox"/> チェック		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	債権・動産譲渡登記システムの稼働率	活動実績	%	99.9	100	100		
		当初見込み	%	99.9	99.9	99.9	99.9	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	登記事項証明書の手数料		単位当たりコスト	円	債権譲渡登記	債権譲渡登記	債権譲渡登記	債権譲渡登記
	物の状況及び登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める(動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第21条第1項)。				500	500	500	500
					動産譲渡登記	動産譲渡登記	動産譲渡登記	動産譲渡登記
				800	800	800	800	
				計算式	-	-	-	
平成27・28年度 予算内訳 (単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	借料及び損料	187						
	雑役務費	113						
	計	300	0					

事業所管部局による点検・改善			
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	企業間の経済取引等における重要な制度として、登記事項証明書等の交付通数等は非常に多く、国民のニーズが高い。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	国の制度である債権譲渡登記制度及び動産譲渡登記制度の維持・運営を目的とするものであり、国が実施すべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	政策評価上、登記事務の適正円滑な処理をする手段として、なくてはならない事業と位置付けられている。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	各種契約の締結に当たっては、業務の内容等を踏まえた上で、原則、一般競争契約の方式により実施している。
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	証明書等の交付に要する経費は登記手数料として納付され、受益者との負担関係は妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)の規定に基づき、登記手数料令(昭和24年政令第140号)において定められているものであり、妥当な水準である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本事業の実施のために真に必要なものに限定している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
事業の有効性	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか	○	平成26年度のリプレースに当たっては、同一の仮想化基盤上に債権譲渡登記システム及び動産譲渡登記システムの機器を構築することによって、運用経費の削減を図っている。
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	○	オンラインの申請方式の見直し後は、オンライン利用率が順調に向上している。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	-
関連事業	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	交付された証明書等は、企業間の経済取引等において、重要な公示機能を果たすものとして利用されている。
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	本事業は、「事業の目的」及び「事業概要」に示すとおり、国が実施すべき極めて重要な事業であるところ、国民のニーズ、予算の用途等を適確に把握した上で、受益者負担の妥当性を意識しつつ、その実施に当たっては、従来からの運用方式を見直すなどして、適正に実施している。	
	改善の方向性	本事業の実施に当たっては、国民のニーズや社会情勢を踏まえた上で、引き続き、利用価値のある安定した制度の運営を図っていくこととする。 また、予算要求及び予算執行に当たっては、引き続き、市場の動向、類似事案を含めた過去の調達実績等を踏まえ、その適切性、透明性、効率性等の観点から、より一層の経費節減を図っていくこととする。	
外部有識者の所見			
行政事業レビュー推進チームの所見			

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

--	--

備考

支出先上位10者リストには、平成22年度、25年度に入札等を行ったものが含まれる。

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	26	平成23年度	24	平成24年度	26	
平成25年度	56	平成26年度	46			

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

法務省
473百万円

・債権譲渡登記システム及び動産譲渡登記システム機器の賃貸借等
・債権譲渡登記に係る支援業務委託等に必要な予算を東京法務局及び奈良地方法務局に配分

【本省から予算配分】

A 東京法務局及び奈良地方法務局
30百万円

・債権譲渡登記に係る支援業務委託
・バックアップテープ等保管委託等

【一般競争契約・随意契約】

C 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
443百万円

・債権譲渡登記システム及び動産譲渡登記システム機器の賃貸借
・債権譲渡登記システム及び動産譲渡登記システムに係る運用・保守等

【一般競争契約・随意契約】

B 株式会社マックスコムほか
30百万円

・債権譲渡登記に係る支援業務委託
・バックアップテープ等保管委託等

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて
補足する)
(単位: 百万
円)

A.東京法務局及び奈良地方法務局			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	東京法務局及び奈良地方法務局への予算配分	30			
計		30	計		0
B.株式会社マックスコム			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	債権譲渡登記に係る支援業務委託	17			
計		17	計		0
C.株式会社エヌ・ティ・ティ・データ			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
借料及び損料	次期債権譲渡登記システム機器等賃貸借	164			
雑役務費	次期債権譲渡登記システム用アプリケーション改修等作業	81			
雑役務費	次期動産譲渡登記システム用アプリケーション改修	72			
雑役務費	債権譲渡登記システムに係る運用・保守及び登記所支援業務	43			
借料及び損料	動産譲渡登記システム機器等賃貸借	32			
借料及び損料	債権譲渡登記システム機器等賃貸借	26			
雑役務費	動産譲渡登記システムに係る運用・保守及び登記所支援業務	13			
借料及び損料	次期動産譲渡登記システム機器等賃貸借	6			
雑役務費	債権譲渡登記システム用機器データ消去及び機器撤去等作業	6			
計		443	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

B

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社マックスコム (緊急随契)	債権譲渡登記に係る支援業務委託	17	随意契約	-
2	株式会社東京リーガルマインド (一般競争入札)	債権譲渡登記に係る支援業務委託(国庫債務負担行為)	11	2	94.6%
3	株式会社ワンピシアークイブス (一般競争入札)	電子計算機用磁気テープの集配・保管	1	1	100%
4	富士古河E&C株式会社 (性質随契)	電子計算機専用空調機保守(東京)	0.4	随意契約	-
5	富士古河E&C株式会社 (性質随契)	電子計算機専用空調機保守(奈良)	0.3	随意契約	-
6	富士テレコム株式会社 (性質随契)	入退室管理装置保守	0.2	随意契約	-

C

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ (平成25年度一般競争入札)	次期債権譲渡登記システム機器等賃貸借(国庫債務負担行為)	164	1	99.9%
2	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ (平成25年度一般競争入札)	次期債権譲渡登記システム用アプリケーション改修等作業(国庫債務負担行為)	81	1	99.8%
3	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ (一般競争入札)	次期動産譲渡登記システム用アプリケーション改修等作業	72	1	99.7%
4	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ (一般競争入札)	債権譲渡登記システムに係る運用・保守及び登記所支援業務	43	1	99.6%
5	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ (平成22年度一般競争入札)	動産譲渡登記システム機器等賃貸借(国庫債務負担行為)	32	1	99.9%
6	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ (性質随契)	債権譲渡登記システム機器等賃貸借	26	随意契約	-
7	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ (平成22年度一般競争入札)	動産譲渡登記システムに係る運用・保守及び登記所支援業務(国庫債務負担行為)	13	1	97.8%
8	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ (一般競争入札)	次期動産譲渡登記システム機器等賃貸借(国庫債務負担行為)	6	1	99.9%
9	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ (一般競争入札)	債権譲渡登記システム用機器データ消去及び機器撤去等作業	6	2	64.7%
支出先上位10社リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載			<input type="checkbox"/> チェック		